

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の
一部を改正する省令案の概要

令和7年11月
法務省矯正局

1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「デジタル規制改革推進法」という。）による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）第161条第2項及び第162条第3項は、デジタル規制改革推進法による改正後の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第3項を読み替えて準用しているところ、同法において裁決の送達等に係る公示送達をデジタル化することとされたため、当該準用規定において読み替えて法務省令に委任された公示送達の方法を定めるものである。

2 改正の概要

デジタル規制改革推進法による改正後の刑事収容施設法第161条第2項及び第162条第3項において準用するデジタル規制改革推進法による改正後の行政不服審査法第51条第3項に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）の一部を改正し、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとる方法を定めるものである。

3 施行期日

デジタル規制改革推進法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（デジタル規制改革推進法の公布の日（令和5年6月16日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）